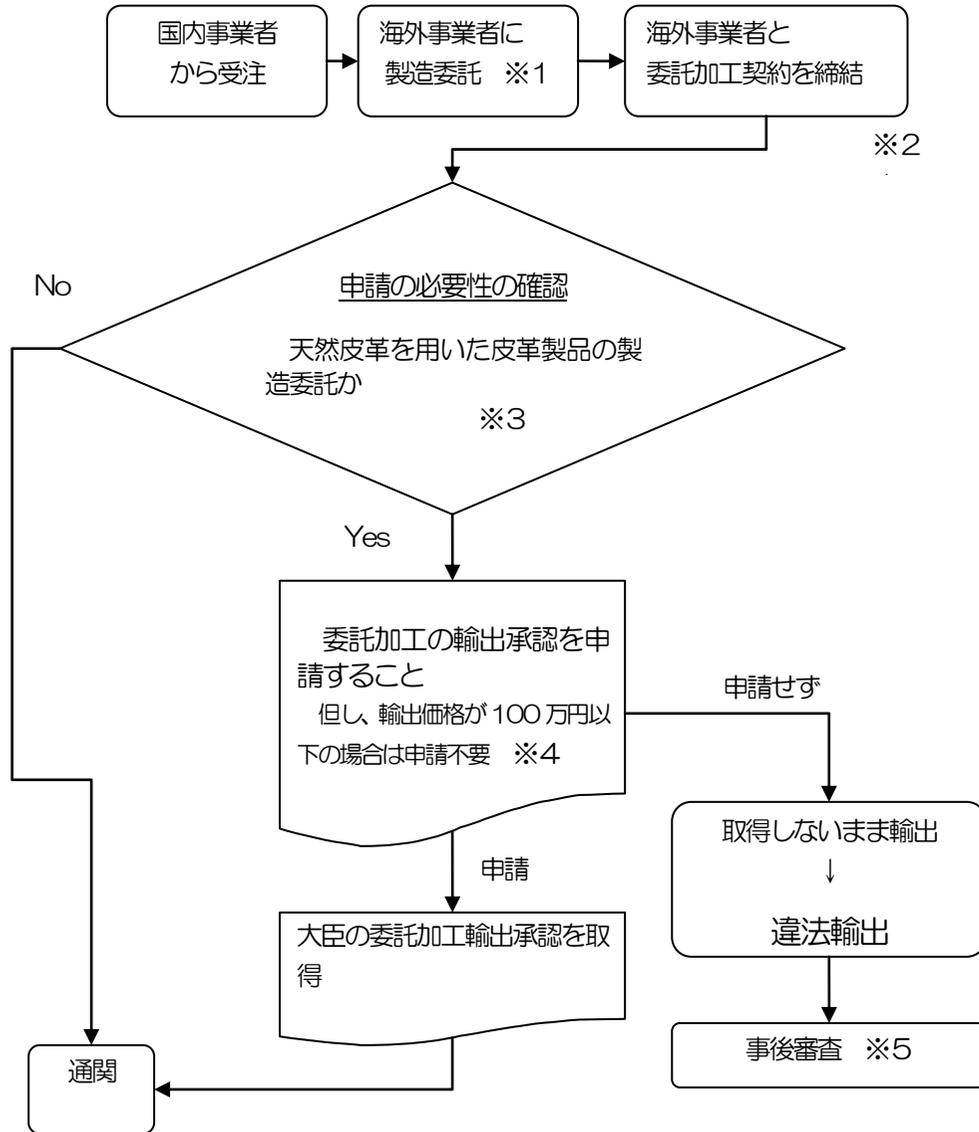


委託加工貿易契約承認手続きについて



※1 承認を要する委託加工貿易契約とは

- ・ 海外に、皮革製品の加工業務を委託していること
- ・ 日本から原材料(皮革、毛皮、皮革製品の半製品、皮革製品)を輸出すること
- ・ 輸出する原材料は、天然皮革であること
- ・ 加工された皮革製品は、日本に輸入されること

注: なお、承認を要する場合はこちらまで申請して下さい。

※2 委託加工契約の成立

- ・ 輸出する原材料の数量・金額、輸入する数量・金額、加工賃等の取引内容が確定し、委託者、受託者双方の意志が確認された時点で契約が成立したと見なします。

※3 皮革製品とは

- ・ 加工を委託している皮革製品が、天然皮革(革、毛皮、皮革製品)を用いているものであること
- ・ 天然皮革が、ごく一部のみ使用されている場合であっても、製品の主体を構成するものは、皮革製品となります。(例;野球ボール等)
- ・ 実行関税率表の第8部「皮革及び毛皮並びにこれらの製品等」とは、一致しません。第8部以外の製品であっても、皮革が用いられていれば、規制の対象となります。(例;革張りのソファ等)
- ・ 甲など、半製品の製造であっても、規制の対象となります。

※4 輸出価格について

- ・ 輸出価格は、「委託加工貿易契約」に基づき、皮革製品に用いる原材料の総額です。(皮革だけでなく、部材の価格も含まれます。)
- ・ 同一の契約のなかに、皮革製品でない製品が含まれている場合は、その分は、輸出数量及び輸出の総価額から除いてください。
- ・ 輸出価格について、その輸出が有償であるか無償であるかは問いません。

※5 承認のない輸出について

- ・ 無承認のまま輸出した事実が発覚した場合は、輸出貿易管理令第7条等に基づき、法令の規定に従っているか否かを審査します。
- ・ 審査の結果によっては、行政制裁等もあり得ます。(事後審査 HP はこちら)